

議案第 9 4 号

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 1 2 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（給付金として支払を受けた金銭の管理）

第 1 7 条の 2 母子生活支援施設は、当該施設の設置者が入所中の児童に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号。以下「基準省令」という。）第 1 2 条の 2 に規定するこども家庭庁長官が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

第28条第1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に、「の規定により」を「に規定する」に改め、同項第4号中「の規定により」を「に規定する」に改め、同号ア中「第13条第3項第2号」を「第13条第3項第3号」に改め、同条第2項中「の規定により」を「に規定する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、母子生活支援施設における入所中の児童に係る給付金の管理に関し、所要の改正を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。